

## 第5回いすみ市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年5月7日（金） 午後3時00分
- 2 開催場所 いすみ市役所大原庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員（11名）

1番 藤平 正一	2番 関 俊光	
4番 松崎 秋夫	5番 池田 誠	6番 織本 幸一
7番 増田 伸子		9番 久我 久
10番 三枝 正直	11番 鈴木 茂雄	12番 鈴木 博善
13番 古川 久芳		
- 4 欠席委員（2名）

3番 藍野 道郎	8番 高浦 伸芳
----------	----------
- 5 提出議案
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 令和3年度第2次農用地利用集積計画（案）について
  - 議案第4号 農用地利用配分計画（案）についてその他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和3年第2回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、3番 藍野委員、6番 織本委員の2名であり、出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号6番 織本委員、議席番号9番 久我委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から5について説明します。

番号1、譲渡人理由は、高齢により耕作が困難な為、譲受人理由は、新規就農の為です。譲受人は申請地に隣接する居宅を購入し、現在居住しています。申請土地、大野字荒木根(アラキネ)、地目田、〇〇〇㎡、ほか19筆。20筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、耕作が出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町桑田字芳根(ヨシネ)、地目畑、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、優良農地確保の為です。申請土地、岬町押日字扇田（オウギダ）、地目畑、〇〇〇㎡、ほか1筆。2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、高齢の為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。申請土地、岬町押日字三角（ミスマ）、地目畑、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号5、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町中滝字陣屋（ジンヤ）、地目畑、〇〇〇㎡、ほか2筆。3筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号1から5につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、12番 鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 12番 鈴木です。事務局説明のとおりです。新たに就農をするということですので。以上です。

議長 ありがとうございます。続いて、番号2について、2番 関委員の補足説明をお願いいたします。

関委員 2番 関です。事務局説明のとおりです。特に問題ないものと思われま  
す。ご審議宜しくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号3から番号5について、7番 増田委員の  
補足説明をお願いいたします。

増田委員 7番 増田です。3番と5番ですが、受人はすでに近隣で野菜を作っ  
ておられる方です。4番は、今まで植木を作っていた筆ですが、今回〇〇さ  
んから土地を譲ってほしいとの要請があり、申請が上がってきたものです。  
いずれも問題ないものと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。それでは、担当委員の補足説明が終わりまし

た。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。番号1は新規就農者との事ですが、この方は何をやっている方ですか。

鈴木委員 現在、畑をやっています。

池田委員 何歳くらいの方ですか。

鈴木委員 50代前半です。

池田委員 わかりました。

議長 他に質疑ございますか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は大原田町の畑〇〇〇㎡で、廣田神社の南側に位置します。図面番号6です。

申請地は都市計画法に規定する用途地域内であることから第3種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル92枚を設置するものです。権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番 池田です。申請地周辺は、既設の太陽光発電施設があり、そのほかは保全管理されている畑が1枚あります。また、土地の境界標もきちんと入っておりましたので、問題ないものと思われま。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号令和3年度第2次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、令和3年度第2次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和3年4月22日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権17件、貸付者17名、借受者7名、

田、65,156㎡、畑、1,288.88㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者3名、借受面積、田、13,540㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は4月30日までに回答済の11件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和3年第5回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時17分)

議事録署名人

議長

6 番委員

9 番委員